

## 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

### 1. 目的

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観法に基づき景観行政団体の長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的とする。

### 2. 概要

景観重要建造物及び景観重要樹木は、台東区景観計画において定めた指定方針に従い、景観法第19条及び同法第28条に基づき指定するものである。

#### 景観重要建造物の指定方針（概要）

台東区景観資源（文化財、史跡、旧跡等）や登録有形文化財、東京都選定歴史的建造物の保存リストに記載され、道路その他公共の場所から容易に望見されるもの。

（景観法により、国宝及び重要文化財等に指定されているものを除く。）

#### 景観重要樹木の指定方針（概要）

台東区指定の保護樹木リストに記載され、道路その他公共の場所から容易に望見されるもの。

それぞれ上記の要件に該当するものを候補としてリストアップし、その中から所有者の同意を得られるものについて指定を行った。なお、指定された建造物及び樹木については、所有者へ適正に維持管理する義務が課せられ、また、外観を現状変更する場合は区長の許可が必要になる、等の規制がかかる。

### 3. 指定までの経緯

平成28年3月31日 平成27年度第2回台東区景観審議会：指定候補の選定

平成29年3月24日 平成28年度第1回台東区景観審議会：進捗状況の報告

平成29年10月～平成30年2月

建造物及び樹木所有者への指定に関する同意確認

### 4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

指定日	平成30年3月20日	
指定件数	景観重要建造物	14件
	景観重要樹木	11件
指定対象建造物及び樹木	別紙1のとおり	

### 5. 今後の予定

景観重要建造物及び樹木であることを示す標識を設置する。（別紙2のとおり）